

## 新居浜港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所を指定する掲示

令和3年12月24日  
神新支掲示第1号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、新居浜港において、本邦と外国との間を往来する船舶（以下「船舶」という。）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならぬ場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、「新居浜港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならぬ場所を指定する掲示」（平成25年神新支掲示第1号）は廃止する。

新居浜税関支署長 鈴木 祥秀

本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならぬ場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
検疫錨地等沖に停泊する船舶及び新居浜港各岸壁維けい船舶（通船等を利用して交通する場合）	西原桟橋（通称、税関前桟橋）
垣生第2・第3岸壁に維けい中の船舶	南ゲート
東港－7.5岸壁（通称、磯浦公共第3岸壁）に維けい中の船舶	東ゲート
住友化学株式会社愛媛工場（新居浜・菊本地区）各岸壁に維けい中の船舶	同工場各正門
住友化学株式会社大江工場各岸壁に維けい中の船舶	同工場正門
住友金属鉱山株式会社別子事業所別子第3岸壁に維けい中の船舶	同事業所正門
住友金属鉱山株式会社別子事業所別子磯浦岸壁に維けい中の船舶	同事業所別子磯浦バース正門
住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場岸壁に維けい中の船舶	同工場正門
新居浜LNG株式会社新居浜LNGバースに維けい中の船舶	住友化学株式会社愛媛工場（新居浜地区）正門

## 新居浜港及び東予港（西条港及び壬生川港）において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間で貨物の積卸場所を指定する掲示

令和3年12月24日  
神新支掲示第2号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、新居浜港及び東予港（西条港及び壬生川港）において、本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間で貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、「新居浜港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示」（平成25年神新支掲示第1号）は廃止する。

新居浜税関支署長 鈴木 祥秀

本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間で貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所

- イ. 西原岸壁
- ロ. 垣生第2・第3岸壁
- ハ. 東港－7.5岸壁（通称、磯浦公共第3岸壁）
- ニ. 住友化学株式会社愛媛工場
  - 新居浜地区…新居浜第4、7、8、9、10、12、13、14、16各岸壁
  - 菊本地区…菊本第3、4、6、7、8、9各岸壁
  - ホ. 住友化学株式会社大江工場大江第3、4岸壁
  - ヘ. 住友金属鉱山株式会社別子事業所別子第3岸壁及び別子磯浦岸壁
  - ト. 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場住友重機械岸壁
  - チ. 新居浜LNG株式会社新居浜LNGバース
  - リ. 保税地域前面の岸壁又は物揚場。ただし、当該保税地域に出し入れされる貨物に限る。